



### 対象者

1. 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童を監護している配偶者のない父親又は母親とその児童
2. 父母のない児童

### 助成内容

申請した翌月分より、医療機関で支払った保険診療分に係る自己負担額及び入院時食事代について、同一受診月の世帯自己負担額の合計より1,000円控除した額を助成します。

### 登録方法

助成を受ける場合は、受給資格者としてあらかじめ登録が必要です。登録に必要な書類は申請理由によって異なります。申請前に担当窓口にお問合せください。

1. 登録申請書（担当窓口にて備え付けてあります。）
2. 添付書類 ①戸籍謄本 ②健康保険証 ③預金通帳 ④課税所得証明書（確認できない方のみ。）

### 助成方法

医療機関を受診した際の領収証及び印かんをお持ちいただき、助成申請の手続きをしてください。

1. 助成申請書（担当窓口にて備え付けてあります。）
2. 領収証（診療年月日、診療点数、自己負担額、受診した医療機関が確認できるもの。）

### 助成の条件

受給資格者本人及びその生計を同じくする扶養義務者等の前年の所得（1～9月申請時は前々年の所得）が、左記限度額を超える場合は、この制度を利用することができません。

扶養親族等の数	所得限度額	扶養義務者等
0人	1,920,000円	2,360,000円
1人	2,300,000円	2,740,000円
2人	2,680,000円	3,120,000円
3人	3,060,000円	3,500,000円
4人	3,440,000円	3,880,000円
5人	3,820,000円	4,260,000円

### 他の助成制度との関係

以下の制度が受けられる場合は、その制度で支給される額を控除した額を助成します。

1. 東日本大震災に係る医療費一部負担金免除制度
2. 高額療養費
3. 家族療養費附加金（健康保険組合加入者）
4. 子ども医療費助成制度

担当窓口 南相馬市役所 こども家庭課 TEL. 24-5215  
小高区役所 市民総合サービス課 TEL. 44-6413  
鹿島区役所 市民総合サービス課 TEL. 46-2112